

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので同条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和3年3月26日

宮城県知事 村井嘉浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ松島高城店

宮城郡松島町高城字明神四7番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩

北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年11月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,200.98m<sup>2</sup>

6 大規模小売店の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

53台

(2) 駐輪場の収容台数

19台

(3) 荷さばき施設の面積

41.85m<sup>2</sup>

(4) 廃棄物等保管施設の容量

6.04m<sup>3</sup>

- 7 大規模小売店の施設の運営に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前 8 時から午前 0 時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 7 時 30 分から午前 0 時 30 分まで
- (3) 駐車場の出入口の数  
2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 8 届出年月日  
令和 3 年 3 月 17 日
- 9 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び松島町役場
- 10 縦覧期間  
令和 3 年 3 月 26 日から令和 3 年 7 月 26 日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 11 意見書提出先  
仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号  
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 12 意見書提出に関する注意事項  
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（経済産業省告示第 16 号）」及び意見書様式を参考のこと。